

議案第 37 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

令和7年3月21日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	547,000円	を	「	564,000円	に改
		492,000円			509,000円	
		450,000円			467,000円	
	」			」		

める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

野田市特別職報酬等審議会の答申を受け、野田市議会の議員の議員報酬を改定しようとするものである。

参考資料

野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和63年野田市条例第1号）

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
職名	議員報酬月額	職名	議員報酬月額
議長	564,000 円	議長	547,000 円
副議長	509,000 円	副議長	492,000 円
議員	467,000 円	議員	450,000 円